

「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について（主査提案）」に関するパブリックコメント

前文

|   |
|---|
| 原案  |
| <p>企業、NPO 等様々な団体の活動、国民一人ひとりの善意の寄附やボランティア活動など、「新しい公共」が今回の大震災からの日本の再生に向けて果たす役割は極めて大きい。こうした「新しい公共」の力は、被災地を中心に全国各地において、日々の国民の生活や企業・団体等の活動の現場で拡がっており、それが日本社会の新しい姿での再生に大きく寄与していくことが期待される。</p> |

|  |  |
|--|--|
| 意見   | 理由   |
| <p>上記箇所をはじめとして、「NPO」「NPO法人」「NPO活動」「NPO等」「NPO法人等」という言葉が各所に見られる。初出の箇所、用語の定義説明を記載すること。その際、被災者支援活動等に関する制度等のあり方全体の事柄については、特定非営利活動法人に偏ることなく、公益法人、社会福祉法人を含む非営利公益セクター共通の表現とすること。</p> | <p>押し並べて、特定非営利活動法人について書かれているように受け止められる。被災者支援活動等に関する制度等のあり方は、特定非営利活動法人に限定された問題ではなく、新しい公共を担う非営利公益セクター共通の問題である。</p> |

1. 「新しい公共」による被災地での支援活動の環境整備

|  |
|--|
| 原案   |
| <p>(1) NPO法人の事業報告の提出等の期限の延長</p> <p>□ 今回の震災以降に法令に規定されている履行期限が到来する義務については、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により一律に履行義務を 6 月末まで免責することとされているところであるが、こうした期限については、義務の内容ごとに実情に応じて、さらなる必要な延長措置を検討する。今回の震災により被害を受けたNPO法人、被災者支援を行っているNPO法人の事業報告の提出等の期限については 9 月末とする。</p> <p>また、今回の震災により被害を受けておらず履行義務の免責が適用されないが、被災者支援のために止むを得ず事業報告書等の提出が遅れる可能性のあるNPO法人からの相談については、所轄庁が適切な助言を行う。</p> |

|   |   |
|---|---|
| 意見  | 理由  |
| <p>公益法人、社会福祉法人等に対しても同様の措置を講じること。</p>                                  | <p>「NPO法人」だけでなく公益法人、社会福祉法人等も今回の震災により被害を受けたり、被災地支援活動を行ったりしている。それらの法人に対しても同様の措置が必要である。</p>  |
| <p>被災地における特例民法法人で、災害を受け一定の条件に該当するものについては移行期限の延長等を含む特別の猶予措置を講ずること。</p> | <p>現在、公益法人制度の移行期間中に当たっているが(平成 25 年 11 月末まで)、被災地においては法人の事務所が事務用機器を含め使用不能となったり、職員が被災したりして、通常業務もままならない状態であったり、未だにライフラインが復旧していない地域もあり、移行申請を控えた法人にとっては事態は深刻である。平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に規定される特定非常災害に指定されている重大性に鑑み、特例民法法人が移行申請を行うに当たって、必要な手続きをとれない場合があることを考慮していただきたい。</p> |

|   |
|---|
| 原案  |
| <p>(3)資格保持者の能力の有効活用</p> <p>□ 看護師、カウンセラー、介護福祉士等資格を持った退職者等を現地のニーズに応じて幅広く募集し、NPO等の「新しい公共」の担い手が、その専門知識や能力を有効活用できる仕組みを設けることが望ましい。</p> <p>厚生労働省と内閣官房ボランティア連携室等が協力し、NPO等のニーズと雇用条件を集約し、一元的に全国に参加を呼び掛ける。また、一定期間実務から遠ざかっていた資格保持者を対象に、必要な研修の機会を提供する。</p> |

|  |  |
|--|--|
| 意見   | 理由   |
| <p>医療・福祉の分野はもちろんのこと、教育の分野(特に特別支援)に関わってきた方々の知識も必要であると思う。また地域コーディネーターとして活躍している方や学校カウンセラーとして活動している方にも是非募集をかけてサポートしていただきたいと思う。また資格とは違うかもしれないが、無農薬農業や漁業に携わってきた方々も募集をかけてもいいのではないかと考える。地域のリーダーとして活躍している方をサポートする立場の方も重要そうです。</p> | <p>地域の結束を高めるには、地域での子育て・助け合い、食料の自給自足、その地域の人々による運営がとても重要になってくる。各分野の経験者の方々に広く募集をかけてもよいのではないかと思う。</p>  |
| <p>担い手としての資格の中に「社会福祉士」を明記していただきたい。</p>   | <p>今後の被災者支援における重要な視点の一つとなる地域づくりと地域による支え合い(コミュニティケア)は本来的に社会福祉士の専門領域であり、実践現場において(主に社会福祉協議会等の中で)それを担っている有資格者も多い。また、今後成年後見人等の需要が増えることが予想される中で、その担い手およびコーディネーターとしての役割においても、これまでの実績を活かす事が出来る。担い手として明確に位置づけられることにより、より専門性を発揮しやすくなり支援に貢献し易くなるものと考えられる。</p> |
| <p>既に先行的に実施している事業者との連携が必須。一元化するには十分に意見交換すべき。また、ボランティア全般に共通する課題であるが、緊急性の高い専門家等の移動については資金的な支援策等を講じるべき。</p>   | <p>長期的な支援を行う際に、今回の震災は移動についての検討は避けて通れない。長期的な支援が特に必要とされる分野については、あらかじめ支援策を整理しておく必要がある。</p>  |

|  |
|--|
| 原案   |
| <p>(3)資格保持者の能力の有効活用</p> <p>□ 被災地のNPO法人等(被災者支援NPO法人等を含む)の経営相談のニーズに応えるため、中小企業診断士の資格の更新要件とされている実務補修に、被災地のNPO法人等の経営相談を行った場合も、当該実務補修時間として認めるよう関係する規則を改正し、中小企業診断士の自発的な貢献を促進する。</p> |

| 意見   | 理由  |
|--|---|
| <p>次の点を追加する。</p> <p>公認会計士、税理士は、会計や税務という専門分野における能力を通じた被災地支援のほか、ボランティア一般としての被災地支援を行うことも必要である。これらのボランティア活動を促進するインセンティブとして、ボランティア活動の実施時間を、公認会計士法28条、税理士法39条の2で定められた専門家としての法定研修の単位取得の一部として認定する。</p> | <p>公認会計士、税理士のボランティア活動への参加を促進する必要があるため</p> |

| 原案  |
|---|
| <p>(5)被災者支援活動等を対象とする表彰制度の創設</p> <p><input type="checkbox"/> 今回の大震災を受けた被災者支援活動、被災地の復旧・復興に向けた活動等に関する政府の表彰制度について検討する。その中で、「新しい公共」の考え方に沿った活動に関する部門を設け、顕著な貢献があった個人、企業、団体等幅広い「新しい公共」の担い手を、被災地及び全国からの推薦を受けて表彰する。</p> |

| 意見  | 理由  |
|---|---|
| <p>今回の震災にあたって、表彰制度はなじまない。再考を検討いただきたい。</p> | <p>1 被災者救援活動は非営利組織が自発的に行うものであり、政府による表彰制度には基本的になじまない。表彰があるからといって促進されるものではない。</p> <p>2 被災者救援活動の規模、態様は様々なものがあり、これらの中から選考することは容易ではない。むしろ表彰されなかったものが持つマイナスの心情を考慮すべきである。まして民間の組織が仲間のあるものを推薦し、あるものを推薦しないという選別は到底でき得ることはない。</p> |

## 2. 「新しい公共」を活用した新しい地域づくり

| 原案  |
|---|
| <p>(1) 新しい地域づくり支援のための支援拠点の創設</p> <p><input type="checkbox"/> 被災者の応急的な生活支援に加え、中期的な生活の復興・自立に向けた支援も念頭におき、被災者の生活や被災地の復興に関する様々な課題に対し、きめ細かく、ワンストップで対応することのできる包括的な支援センターが、被災地域ごとに存在することが望ましい。</p> <p>このため、行政による個別分野ごとの支援を有機的に結び付け、且つそれらの隙間を埋めるものとして「復興推進・生活支援センター（仮設）」を被災地域ごとに設置する。同センターの運営は、次の3点を原則とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被災者主体・被災者主導で行うこととし、できる限り被災者及び被災地NPO等が主体となって、地域外からその活動を応援する体制とする</li> <li>② 地域主体・地域主導で行うこととし、被災市町村・コミュニティごとの個別の事情を考慮して、具体的な運営形態や事業形態は個別に検討する</li> <li>③ 特定の主体だけで運営されるのではなく、被災者や被災地NPOの他、社会福祉協議会、農業・漁業・商工業者、青年団、消防団、自治体関係者などの中から有志が集まって、オープンな形での協働型の運営とする</li> </ol> <p>また、同センターの機能としては、次のようなことが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害ボランティアセンター機能（災害ボランティアセンターから発展する場合）</li> <li>② 被災者の生活等に関するワンストップの相談対応機能、及び訪問活動により被災者のニーズを掘り起こすアウトリーチ機能</li> <li>③ コミュニティの維持・再生機能</li> <li>④ 地元NPOの活動活性化機能</li> <li>⑤ 復興推進機能（地域の物産品の顧客を拡大し、6次産業化の推進による地域復興等）</li> </ol> <p>同センターは、社会福祉協議会など従来からあるネットワークを活かして創設することも可能とする一方、地域・コミュニティごとにボトムアップ的な形で創設することも可能であるが、各センター間及び県域など広域での連携がスムーズになされるために、活動エリアに応じて必要な連携をとる必要がある。</p> <p>こうした同センターの設立及び運営をサポートするため、「新しい公共」支援事業の活用を検討する。</p> |

| 意見   | 理由   |
|--|--|
| <p>4 ページについて、既存の公共団体、公益法人もその多くが被災者支援において主体的に活動している事実を認め、意図的に外すような印象を受ける表記は改めていただきたい。</p> <p>—9 頁 6 行目「現行制度の下で実現可能な取組等〈地方自治体に関するもの〉」にも関連—</p> | <p>「新しい地域づくり」支援拠点創設の考え方自体はこれからの被災者支援において極めて有意義なものと考え、運営三原則として示されている中に既存の公共団体および公益法人の多くが除かれている。地域の団体を包括したプラットフォームの構築は社会福祉協議会の本来的な役割であり、被災地においても既に災害ボランティアセンターの設置を始め関係団体との連携を開始している。もしその機能が十分に発揮されていない地域があるとしても、他の団体をその役割に据えるのではなく、法の趣旨に基づき社会福祉協議会がその本来機能を担わせるべく条件整備と支援を行うべきである。</p> <p>その次の段階としても、「被災者の生活や被災地の復興に関する様々な課題に対し、きめ細かく、ワンストップで対応する」事を目的とするのであれば、社会福祉協議会を中心としつつ、そこに協力する団体は設立形態に拘るのではなく、そこに関わる意志と実際の対応力を持つ組織で有ることを重視するべきである。</p> <p>縦割りによる縄張り争いを脱し、多様な担い手を認めてこそ「新しい公共」の主旨が実現するものと考え。この多様な担い手には、当然 NPO だけではなく既存の公共団体および公益法人も含まれる。</p> <p>既存公益法人においても、既に被災者支援として被災地において災害ボランティアセンターの運営に協力し訪問、アウトリーチ機能まで協力を開始している団体もあり、またこれまで培ったノウハウを活用しコミュニティにおける新たな見守り支援の提案している団体もある。</p> <p>事例として、東北三県以外の団体であるが以下の3例を挙げる。</p> <p>（事例 1）社団法人千葉県社会福祉士会は福島県いわき市において災害ボランティアセンターが本格稼働した当初から運営に協力し、その活動は平成 23 年 4 月 7 日から 5 月末まで約 2 ヶ月間、のべ 102 人に及ぶ。支援内容はボランティアセンターの運営体制への助言に始まり避難所アウトリーチ機能の組織化を提案、現時点で行政と社会福祉協議会との避難所退所後のアウトリーチ体制協議に参加し具体的提案も行っている。</p> |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>(事例 2) 公益法人によるコミュニティ支援の実績として、厚生労働省のモデル事業である「安心生活創造事業」において、主に社会福祉協議会が受託する中で千葉市においては社団法人千葉県社会福祉士会が受託し、地域における新たな地域見守り支援体制の構築と民生委員等の既存社会資源との連携、そして一般企業も含めたネットワーク形成を担っている。</p> <p>(事例 3) 「新しい公共」推進会議震災支援制度等ワーキング・グループ会議の中において、委員資料として示されていた千葉県の「中核地域生活支援センター」も、多くは既存の社会福祉法人が担っており、個別支援の相談援助に留まらず地域社会資源のネットワーク化と連絡調整も担っている。</p> <p>以上の 3 例から、9 ページに掲載されている地方自治体からの公共サービス委託先としても、既存の公共団体、公益法人がその役割を担う事が可能であり、地方自治体が積極的に選択出来るよう明記することを求める。</p> |
| 新しい公共支援事業に加えて厚生労働省 地域支え合い体制づくり事業の活用や内閣府のパーソナルサポート事業などについても言及すべき。時限的な予算ではない恒久的な予算にすべき。 | 新しい公共支援事業予算規模では、今回の被災地支援を中核をなす、支援センターの運営は難しい。また、単年度予算で実施すると、働くものの雇用不安は避けることができない。ある程度長期的な見通しが立つ支援策への転換を切望する。  |

|  |
|--|
| 原案   |
| <p>(2) 被災地の支援・復興計画策定に向けた「熟議」の推進</p> <p>□ 被災地の復興に向けた地域計画の策定にあたっては、地域の実情に応じ、地域住民自らの意見を十分に反映したものとすべきである。このため、地方自治体における福祉関係行政担当、教育・文化担当に加え、NPOやボランティア等「新しい公共」の担い手はもとより、日常は機会の少ない住民の参加機会を創出して、地域住民が自ら議論する「熟議」を推進する。例えば、幾つかの地方自治体で実施されている無作為抽出型ワークショップ(市民討議会等)や討議型世論調査などの手法により、広く住民の声を吸い上げ、地域の復興の青写真を描く。</p> <p>国は、地方自治体を通じて、こうした取り組みを促すとともに、必要な支援を行う。</p> |

| 意見  | 理由   |
|---|--|
| <p>&lt;「日常は機会の少ない住民の参加機会を創出して、地域住民が自ら議論する「熟議」を推進する。」について&gt;</p> <p>復興計画策定に向け、被災地域住民が自ら議論する「熟議」を推進すべき</p> | <p>近年これまでの震災に比べ今回の東日本大震災では復興により多くの年月がかかることはその被災規模から自明と言えるが、それゆえに今回の震災では、今まで以上に被災住民の主体性をもって復興に取り組むことが欠かせないと考えられる。長い年月がかかる復興に被災住民が自らの将来展望に希望を失わないか、復興への長い道のりに耐えることができるかは復興への被災住民自身のより主体的、積極的な関与にかかっていると考える。主体性が必要なのは復興にかかる長い年月からだけではない。以前の震災復興が震災前の現状復旧に近いものだったとすれば、今回の震災では水没した被災地域や、いつ戻れるか分からない被災地域があることなどからして、自分たちのまちを新しくつくりかえる創意工夫が今までの震災復興以上に必要となる。その時、新しいまちづくりへ被災住民の主体性が反映されないのであれば、その後長い時間をかけての復興は無意味と考える。更には新しくまちをつくりかえていくのであれば尚更、被災住民の意見集約は必須であり、意見集約のためには討議の場が求められ、その討議には内容の充実が切に求められる。以上から被災住民が復興に向け主体性を発揮する上で、復興計画への被災住民も加わった「熟議」の推進は有効であると考えられる。次に、熟議を推進する上で提案にある無作為抽出型ワークショップや討議型世論調査の手法を採用することが有効であると考えられる。速やかな復興計画策定に向け、他の意見集約の方法に比べ限られた人数により議論を深める時間を短縮する効用はもちろんあるが、それ以上に少数の無作為抽出された住民が参加する熟議は個人の利益に左右されない住民の代表性が確保され、熟議を行うための情報提示を少ない討議者に対してなら十分に行え、適切な討議進行を図ることで通常であれば一個人である住民が、地域という公共のための質の高い討議を行える可能性が高まる。更には討議内容、討議の過程を完全に記録し公開することで少数の者で行われた「熟議」が被災住民すべてに十分に認知され、被災住民の復興へ向けての「共助」の意識を育む土台となることが期待される。</p> |

### 3. 「新しい公共」による支援を支える資金面での環境整備

|  |
|--|
| 原案   |
| <p>(1) 寄附の拡充に向けた一層の環境整備</p> <p>□ 被災者支援活動に充てるための認定NPO法人に対する寄附金で、本年 4 月 27 日付の包括告示により指定寄付金とされたものについて、その対象期間を 3 月 11 日に遡及して適用する。</p> <p>また、3 月 11 日以降、6 月末までに事業年度の終了する企業については、同指定寄付金を翌事業年度に繰り越して損金算入できることとする。</p> |

| 意見  | 理由   |
|---|--|
| <p>(1) 被災者支援活動に充てるための公益社団・財団法人に対する寄附金で、本年 5 月 20 日付の包括告示により指定寄付金とされたものについても、その対象期間を 3 月 11 日に遡及して適用すること。及び、3 月 11 日以降、6 月末までに事業年度の終了する企業については、同指定寄附金を翌年度に繰り越して損金算入できることとする。</p> <p>(2) 上記、両包括告示の対象法人となっている認定NPO法人、公益社団・財団法人について、社会福祉法人中央共同募金会同様、助成型の法人も対象とすること。</p> | <p>(1) 被災者支援活動は、認定NPO法人だけでなく、公益社団・財団法人も行っている。</p> <p>(2) 被災者支援活動を自ら行う法人に限定する合理的根拠はなく、募金助成型の活動も、被災者支援活動であると考えられる。</p> |

|   |  |
|---|--|
| 原案  |  |
| (1) 寄附の拡充に向けた一層の環境整備  |  |
| <input type="checkbox"/> 認定NPO法人に関しては、今回の大震災に関連して、被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄付金として指定したうえで、控除可能限度枠を総所得の40%から80%に拡大するとともにし、税額控除制度を所得控除との選択制として導入したところである。<br>こうした措置を、認定NPO法人に加え、公益法人、社会福祉法人等についても導入する。 |  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 意見                  | 理由  |
| 「公益法人」については注釈を付すこと。 | 財務省告示第174号(5/20)により、控除可能限度枠を総所得金額の40%から80%へ拡大することについては実現している。 |

|  |  |
|--|--|
| 原案   |  |
| (1) 寄附の拡充に向けた一層の環境整備   |  |
| <input type="checkbox"/> 税制優遇等による寄附のインセンティブに加え、国民や企業からより多くの善意の寄附が集まるような仕組みを設け、被災地の復旧・復興につなげていくことが望ましい。<br>このため、地方自治体、公益法人、NPO等において用途を特定した寄附を受け、地域の復興に向けた施設等の建設や、事業の実施にあたり、その寄附者の名前を付す仕組みを広め、寄附の拡大を促す。<br>地方自治体においては、寄附に条件が付されておりその条件を満たさない場合に当該寄附を解除する「負担付きの寄附」でなければ、事前に議会の議決がなくても寄附を受入れ、施設や事業等に寄附者の名前を付すことができる。こうしたことについて、技術的助言として各都道府県等に周知を図る。 |  |

|  |   |
|--|---|
| 意見   | 理由  |
| 次の点を追加する。<br><br>法人及び個人事業主が被災者に対して自社の製品や外部から購入した物資の現物を提供した場合、その提供した金額の全額が損金算入されることとされている。しかし、こうした現物の提供のためには、被災地・被災者のニーズと提供する側の物資のマッチングが重要である。特に、中小規模の法人や個人事業主には、提供に適した自社製品を有していなかったり、一定の金額以上には外部から購入して提供するための資金が支出できない、などの問題があり、現物提供の仕組みが有効に利用されていない。こうした点を解決するために、商工会議所などが、被災地を支援するNPOなどと提携して、会員企業と被災地を結ぶマッチングサイトを開設するとともに、重機やフォークリフトなど高額な機材については、複数の企業が共同で購入して提供できるようにするなどの仕組みを作ることが重要である。 | 中小規模の法人は、法人税法によって、資本金と課税所得によって計算される損金算入限度額が非常に少額に制限されるため、金銭による寄附に対する税務上のインセンティブが、ほとんど発生しないので、こうした現物寄附を活用できる仕組みの開発により、より多くの企業からの被災地への物資の支援が可能となるといえる。<br><br>法人税法基本通達(自社製品等の被災者に対する提供)<br>9-4-6の4 法人が不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用の額は、寄附金の額に該当しないものとする。 |

|   |  |
|---|--|
| 原案  |  |
| (2) 新しい被災地支援ファンド等の創設  |  |
| <input type="checkbox"/> 複数のNPO等が集めた支援金、海外からの支援金等を集めた基金を組成し、国民や海外からの寄付金を長期的に管理・運営する仕組みを創る。同基金を新たな財団法人を設立して管理・運営する場合には、当該財団法人の公益認定について、申請に基づき、できる限り迅速な事務手続きを行う。<br>なお、同基金の活用として、次のようなことが考えられる。<br><br>・ボランティアコーディネーターの派遣<br>・「新しい公共」の担い手が、被災者支援や被災地の復旧・復興のために、職を失った被災者を一時的に雇用し、その賃金の一部を補助(Cash for Work : CFW)<br>・被災地の地域復興につながる小規模農業やコミュニティービジネスの初期支援のための融資<br>・今後の大規模災害発生時における、「新しい公共」の担い手による初期対応の費用を迅速に拠出 |  |

|  |   |
|--|---|
| 意見   | 理由  |
| 次の点を追加する。<br><br>市民の非営利出資と市民金融の利用の促進。<br>緊急援助の段階から復興支援の段階に入るにつれ、恒久住宅の建設や新しい街づくり、被災地での起業などが必要とされてくる。こうした復興には、被災地地元の市民の発意と自主性を尊重することが重要であるとともに、街づくりや起業に必要な資金の提供が必須である。行政を通じた制度金融や、銀行、信金、信組などの既存の金融機関による融資も必要であるが、そうした既存のチャンネルから外れた市民の創意が生み出す市民事業や社会的企業への融資としてNPOバンクのスキームを利用すべきである。<br>市民からの非営利出資と、その資金を市民が融資するNPOバンクのスキームは、次の2点において有効である。<br>(1) 市民が地域に密接して必要な事業を判断し、融資だけではなく融資先の起業や事業運営に手厚いアドバイスを与えるなど地域ぐるみでの支援を行うので、営利では実現できないが地域に必要な非営利・公益事業の実現ができる。<br>(2) 本来は行政が税金を投入して実施しなければならない地域に必要な非営利・公益事業が、民間である市民の資金により、より有効に実施できる。<br>NPOバンクは、現状でもNPO法に定められた活動分野である「災害救援活動、まちづくりの推進活動、経済活動の活性化活動」としての貸付(特定非営利活動貸付け)を行うことが貸金業法で認められており、すでに、被災地の木材と職人による恒久住宅の建設に資金を融資し、住みやすい住宅の提供と雇用・産業の育成を行おうという事例が動き出している。<br>しかし、現在、NPOバンクを設立して活動を始めするためには、貸金業者としての登録や、貸金業務取扱主任者試験合格者の採用など、営利のサラ金業者と同様の要件が必要とされており、被災地においてNPOバンクを新設する | 寄付だけではない市民の資金の活用方法を採用すべきであるから。なお、以上の意見については、第5回「新しい公共」推進会議(4月8日)で向田委員から、既に提案されている。<br><a href="http://www5.cao.go.jp/npc/shiryuu/22n5kai/pdf/10.pdf">http://www5.cao.go.jp/npc/shiryuu/22n5kai/pdf/10.pdf</a> |

|   |  |
|---|--|
| <p>ためには負担が大きい。<br/>このため、営利業者の規制を主目的とした貸金業法と別に、非営利の市民金融を可能とする新法を制定して、上記の規制の撤廃または緩和を行い、被災地での NPO バンクの新設・活動を容易にするべきである。<br/>また、被災地復興のためには、被災地の市民からの出資だけでは資金が不足することが懸念されることから、全国の市民からの出資を集める必要がある。その促進策として、被災地の復興に融資される出資に限定して、出資に対して減税を行う投資減税制度を創設すべきである。こうした投資減税制度は、減税額の十数倍の民間資金を非営利・公益事業に誘導することができるスキームとして、既に、欧米で実施されているものである。</p> |  |
| <p>(1)名称は、「●●●復興コミュニティ財団」も有力である。<br/>(2)活用事例には「奨学金の貸与・給付」「権利関係の紛争解決支援」「各種公的施設復旧支援」など、長期的に復興を支援するという例を入れるべき。コミュニティ財団の先行事例としては、「公益財団法人大阪コミュニティ財団」がある。</p>   | <p>7 行目に、「長期的に管理・運営する仕組みを作る」とあるが、具体的活用例が初期的段階、短期的な内容である。</p> |
| <p>「融資」に加えて、NPO 法人への「保証」をつける支援施策の導入を追記していただきたい。保証の原資は官民のマッチングファンド導入なども考えられる。</p>  | <p>融資をする側のリスク軽減。マッチングファンドを導入することで、官の側の支援が行いやすくなる。</p>        |

|   |
|---|
| <p>原案</p>   |
| <p>(3)休眠口座基金の創設と復興支援のための同基金の活用<br/> <input type="checkbox"/> 長期に渡って取引のない休眠口座を一括して管理する基金を創設し、同基金を活用して、<br/>     ・被災者支援や復旧・復興に向けて被災地で活動するNPO等の支援<br/>     ・広く復旧・復興に寄与する社会事業等への助成<br/>     等を行うことについて検討する。</p> |

| 意見  | 理由  |
|---|---|
| <p>そもそも休眠預金を財源とすること自体、問題だと思います。</p>   | <p>○ 休眠預金はそもそも預金者に何年経っても払い戻されると銀行から聞いています。それを財源とするのは預金者のものを奪うこととなるのではないのでしょうか。<br/>         ○ 結果、誰も預けなくなり、タンス預金が増えるのではないのでしょうか。<br/>         ○ また、国の施策としてこのようなことを行うことは、どうとう国も人のものにまで手をつけなければやっていけないのかと呆れてしまいます。<br/>         ○ また、近所の老人と話しては、孫が成人になったときに渡すお金を銀行に預けたままにしていると言っていました。これは銀行がいつでも払い戻されるものと思っているからだと思います。<br/>         ○ そのようなものを奪うことは、人道的としても問題であり、憲法で保障されている財産権をも侵害することになるのではないのでしょうか。(預金者、銀行どちらも)<br/>         ○ 5月13日のこの件に関する提案書も拝見させていただきましたが、「多くの被害者のものが休眠口座となる」とありますが、これは行方不明者の方々がお亡くなりになっていることを連想するものであり、あまりにも不謹慎ではないですか。</p>  |
| <p>自分の預金をNPOなんかに使われるのは反対。</p>   | <p>利子はつかなくてもそのまま銀行にあった方が安全だと思う。これって国家的な泥棒・横領と何が違うのか？結果的に返せばいいという問題ではない。</p>   |
| <p>全国銀行協会のホームページでは、「10 年や 20 年前の預金通帳でも、お取引印鑑と一緒に通帳や証書を発行した銀行の支店に持っていけば、確認のうえ利息とともに引出せます。」となっています。また、金融機関の収益になっているということであれば、法人税等が課税されていて、既に一部は国の歳入になっているのではないのでしょうか。休眠口座基金の創設及び同基金の活用には反対です。<br/>”</p> | <p>長期に渡って取引がないからといって、他人(預金者)の財産を勝手にNPOの活動等に使ってもいいことにはならないと思います。</p>   |
| <p>「長期に渡って取引のない休眠口座を一括して管理する基金を創設し、同基金を活用して NPO 等の支援や社会事業等の助成等を行うことについて検討する」としている点については、具体的なスキームが明示されておらず、確たる判断は難しい状況ですが、下記のとおり、理念的、実務的に多くの問題を抱えており、その解決が図られない限り、休眠口座の活用は好ましくないと考えております。</p>          | <p>1. 理念的な観点からの問題<br/>         そもそも、預貯金は、お客さまから払戻し請求があれば、速やかに支払う性質のものです。金融機関では、払戻し請求に備え、事務面・システム面の体制を維持・整備し、預貯金の管理を行っております。現状、標記提案における『『休眠口座基金』の活用』に関する具体的なスキームは明らかではありませんが、仮に、預貯金を金融機関から同基金へ移管のうえ、NPO 等の支援や社会事業等の助成等に分配する仕組みであるとすると、当該移管は事実上「預貯金者の預貯金元本部分」を本人に無断で第三者が利用することとなるため、理念上問題があるものと考えます。即ち、金融機関の預貯金は預貯金者に帰属するもので、そもそも預貯金者の同意なく金融機関の外部に流出させることは、預貯金の払戻し確実性・信頼性という預貯金契約の根本、ひいては金融システムへの信頼性にかかわる問題であり、まず第一に、預貯金者さらには国民全体における慎重な合意形成がなくてはなりません。</p> <p>2. 実務的な観点からの困難性<br/>         預貯金を金融機関から移管する仕組みを前提とすると、移管後の預貯金口座やデータの管理を誰がどのように行うのか、コスト負担はどうするのかについて問題が生じます。また、移管後の債権債務関係や時効などが国の現行法制との整合性や、移管により休眠口座の払戻しに際し預貯金者の利便性が大きく低下するなど実務的なフィージビリティについても多くの問題があります。さらに、移管後に預貯金者からの払戻し請求が当初の想定以上に発生した場合の損失を誰が負担するのかとの問題もあり、これらの問題に対する十分な整理と関係者の納得なくして、拙速に結論をだすことは避けるべきであります。</p> <p>なお、標記提案に先立って開催された「新しい公共」推進会議の第5回会合(4月8日)に提出された『『休眠預金を活用した東北復興構想(案)』中間報告書』には、「銀行に眠る国民の預金は10年経つと自動的に銀行の利益となる」との記述が見受けられます。確かに、金融機関においては一定期間払戻しのない預貯金を利益計上していますが、これは、あくまでも会計上・税務上の要請にもとづく適切な決算処理のためであり、金融機関は、お客さまから払戻し請求を受ければ、預貯金通帳等とお取引印を確認のうえ、いつでも預貯金の払戻しを行っております。また、その管理コストや事務面の負担も行っていることを併せて申し添えます。</p> |

4. 現行制度の下で実現可能な取組等

|  |
|--|
| 原案   |
| <p>&lt;NPO 等の活動に関するもの&gt;</p> <p>□ NPO 法人について、法人の定款上の範囲内であれば、「災害救援活動」「NPO 支援」を定款上の活動分野に掲げていない場合であっても、いわゆる災害救援活動や NPO 支援を行うことは妨げられないことについて明確化し、各都道府県に対し 4 月 15 日付で通知を発送した。公益法人等について、災害救援活動を新たに行う際、多くの場合は定款に定めた目的や事業の範囲内であると考えられ、特段の措置を講ずることなく実施可能と考えられる。定款の変更が必要な場合であっても、法人法において簡易な手続きが定められており、こうした方法の活用により対応可能である。また、事業の実施に行政庁への変更申請、変更届が必要となる場合があるが、多くは変更届によって対応可能であり、変更申請が必要な場合も迅速な審査の実施により対応している。</p> |

| 意見   | 理由  |
|--|---|
| 公益法人についても、「災害救援活動」を定款上の活動分野に掲げていない場合であっても、いわゆる災害救援活動を行うことは妨げられないことを明確にしていきたい。                    | 公益法人等について、「災害救援活動を新たに行う際、多くの場合は定款に定めた目的や事業の範囲内であると考えられ、特段の措置を講ずることなく実施可能」と明記されている点については前向きな評価として歓迎するが、一方で定款変更が必要な場合についても示されている。その基準が明確ではないため、所管の官庁によって判断に差が生じる虞がある。今回の震災被害の規模と公益法人等の使命に鑑み、定款に明記していない場合であっても災害救援活動を行うことは妨げられないと明示し、全国統一の対応を図っていただきたい。  |
| 公益法人(特例民法法人を含む)とりわけ財団法人(特例財団法人及び公益財団法人)の資産運用における PRI (プログラム関連投資=Program Related Investment)の利用促進 | <p>理念型としての財団法人は財産の運用益を公益目的事業のために費消している。したがって、財産の運用は、公益目的事業のための「手段」として位置づけられている。特例民法法人にあつては、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び同「運用指針」に基づき、以下のような指導監督が行われている。</p> <p>(指導監督基準)</p> <p>(1)-(3) 略</p> <p>(4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。</p> <p>(運用指針)</p> <p>(1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。</p> <p>(2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。</p> <p>1)-5) 略</p> <p>6) 回収が困難になるおそれのある方法—— 融資</p> <p>このように融資は適当でないとしてされているほか、「安全、確実な方法」で運用するとされている。また、制度改革後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下:公益認定法という)においては、同法第 5 条 5 号において「投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。」とされ、財産の運用において一定の制約が課せられているものの、「安全、確実な方法」の内容は法人のガバナンスに委ねられたと考えられる。</p> <p>しかし、実態としては、財団法人は、旧来の指導監督から、資産運用のリスクを極端に嫌う傾向が強い。国債等の安全な債券運用がほとんどで、資産運用に積極的な財団法人でも、外国の国債を所有する程度である。</p> <p>そうであるならば、財団法人の資産運用のごく一部を、法人の公益目的事業に関連するものとして、被災地等の社会的企業、協同組合、NPO 法人、公益法人等に、債券運用と同程度の金利で融資を行い、その運用益を本来の公益目的事業に充てれば、財団法人としての活動にほとんど影響なく、被災地支援を行うことが可能である。</p> <p>このような運用方法は米国で実際に実施され、Program Related Investment(PRI)として、正式に認められている。</p> <p>上記は、基本財産を有する社団法人でも同様である。</p> <p>なお、財団法人の基本財産の合計は約 6 兆 8730 億円である(「平成 21 年度特例民法法人に関する年次報告」より)</p> <p>以上</p> |

|   |
|---|
| 原案  |
| <p>&lt;地方自治体に関するもの&gt;</p> <p>□ 地方自治体が中心となり、「新しい公共」の様々な担い手が協働して、地域ぐるみで被災者を受け入れる取組を行っている例がある。こうした取組は全国各地で実践することが可能である。</p> |

| 意見   | 理由  |
|--|---|
| 被災者支援、被災地支援をする全国の「新しい公共」の担い手と自治体との協働を実践しているマルチステークホルダーが集まる場を設定する必要がある。 | 取組を全国各地で実践するためには、個々の活動や実践を紹介するとともに、課題や協働スキルを共有し全国にアピールする必要がある。特に「新しい公共」自体が一般には浸透していない事実がある。 |

5. その他 全体に対するご意見

| 意見                         | 理由  |
|----------------------------|---|
| 「新しい公共」というネーミングのセンスがわからない。 | 得体が知れなくて、読み進める気がしない。公共の福祉による人権制限につながるようなネーミングはやめてほしい。 |